

2010年9月22日

幹事長会見に関する基本的な方針について

民主党幹事長室

1. 幹事長の記者会見は、原則として週2回（月曜日および木曜日）、民主党本部5Fホールにおいて定例で開催する。開催日時は、党務等をやむを得ない場合を除き、16時を基本とする。
2. 上記1の会見は、与党記者クラブ所属メディアに限らず、原則として、すべてのメディアに開放する。なお、ここにいうメディアとは、以下の者をいう。
 - (1) 日本新聞協会会員
 - (2) 日本専門新聞協会会員
 - (3) 日本地方新聞協会会員
 - (4) 日本民間放送連盟会員
 - (5) 日本雑誌協会会員
 - (6) 日本インターネット報道協会会員
 - (7) 日本外国特派員協会（FCCJ）会員および外国記者登録証保持者
 - (8) 発行する媒体の目的、内容、実績等に照らし、(1)から(7)のいずれかに準ずると認め得る者
 - (9) 上記メディアが発行する媒体に定期的に記事等を提供する者（いわゆるフリーランス）
3. 会見に参加する上記(8)および(9)に該当するメディアは、民主党本部（代表03-3595-9988報道担当）に連絡をし、上記条件がクリアできているか党が確認をしたのち、事前登録する。

以上